

令和7年度 第1回市町人権啓発担当職員等研修

人権問題に係る現状と課題

(2025年5月28日)

兵庫県県民生活部総務課 人権推進室

1 研修の目的

2

【市町人権啓発担当職員・隣保館職員等の役割】

人権が尊重される
地域社会づくり

- ・一般の市町民、事業者等への人権啓発
- ・市職員、町職員への人権啓発

- ・地域における人権啓発の指導者として必要な**スキルと知識**を修得する。
- ・人権に関わる全般的な内容や喫緊の人権課題について**理解を深める**。

2 人権推進に関する法的根拠・取組等

3

【日本国憲法】 1947（昭22）5月3日施行

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

【世界人権宣言】 1948（昭23）12月10日 国連採択

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。



【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

令和7年度 啓発活動重点目標

『誰か』のこと じゃない。

令和7年度 啓発活動強調事項

- ①女性の人権を守ろう
- ②子どもの人権を守ろう
- ③高齢者の人権を守ろう
- ④障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤部落差別（同和問題）を解消しよう
- ⑥アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦外国人の人権を尊重しよう
- ⑧感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ⑫インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ⑯人身取引をなくそう
- ⑰震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- ⑱ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

「県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、人権啓発活動を推進するとともに、関係機関・団体等と連携した啓発・相談等を展開

1 「人権文化をすすめる県民運動」の推進

人権啓発イベントをはじめ、人権総合情報誌やネット配信等の媒体を活用した啓発活動を展開

①人権啓発フェスティバルの開催

<名称> ひょうご・ヒューマンフェスティバル2025 in あまがさき

<開催日時等> 令和7年8月9日（土）尼崎市記念公園ベイコム総合体育館

②人権のつどいの開催（12月）

③ひょうご人権ジャーナル「きずな」の発行（年6回）

2 多様な人権課題に対応した取組の強化

①インターネット上の人権侵害への対応

②性的マイノリティに関する人権問題への取組

③部落差別解消に関する啓発

④北朝鮮当局による拉致問題に関する啓発（映画上映会、啓発ビデオの活用等による啓発）

3 市町支援事業の推進

①人権擁護推進等事業費補助（市町補助 県単独）

②人権啓発活動地方委託事業（市町委託 全額国庫）

③隣保館運営事業費・施設整備費補助（市町補助国庫2/3 県1/3）

4 総合的・効果的な施策の推進

庁内全部局、関係団体等と連携を図りながら、多様化する人権課題に対応した施策を検討、推進

3 本日の研修で取り上げる多様な人権課題

7

- ① インターネット上の人権侵害
- ② 部落差別（同和問題）
- ③ 外国人の人権（ヘイトスピーチ）
- ④ 性的マイノリティに対する偏見や差別

- 近年、インターネット上の誹謗中傷や差別的書き込みが社会的な課題となっている。
- インターネット上の悪質な差別的書き込みは、情報発信の容易さ、いったん拡散すると削除が困難。県・市町が連携し、抑止を図る必要あり。

【ネット上の人権侵害に係る各種機関の対応】

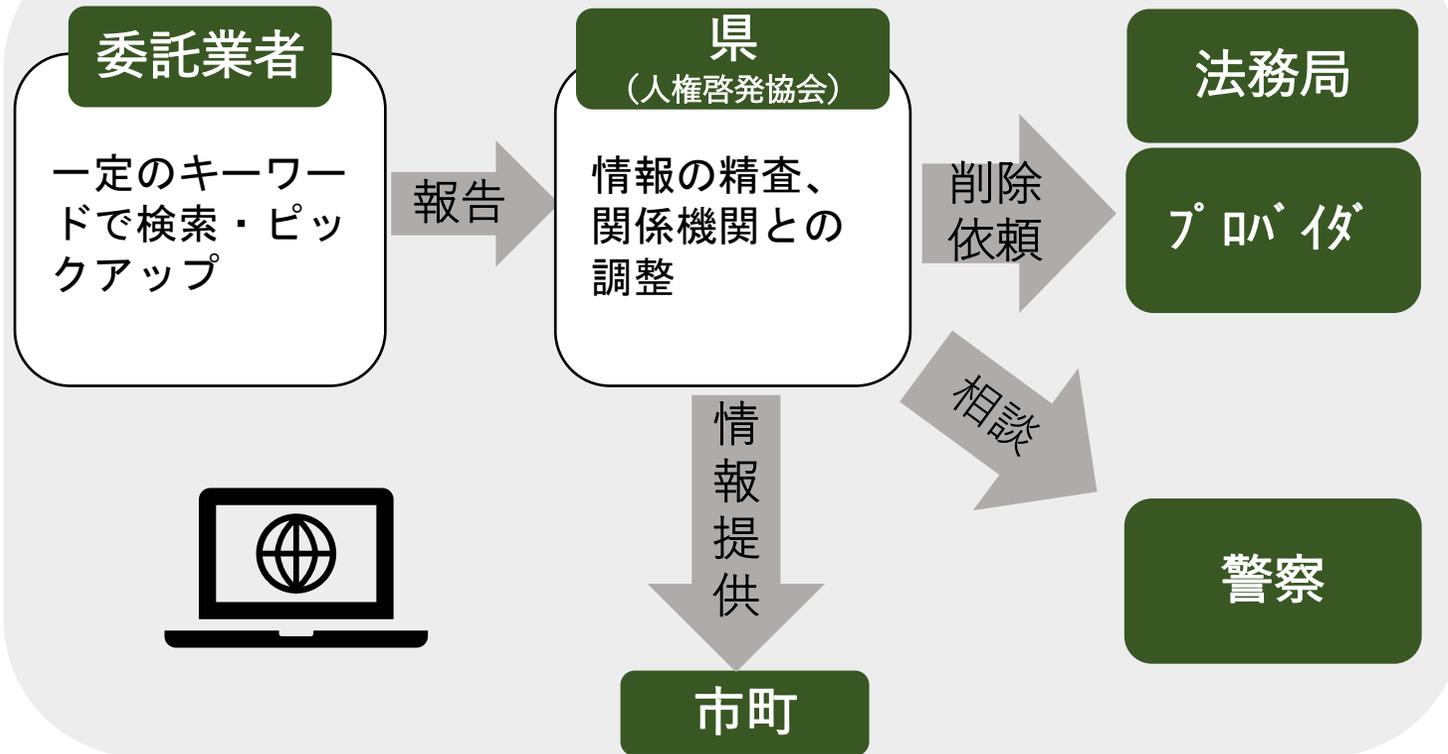
		国		民間	県
		違法・有害情報相談センター (総務省委託)	法務局	セーフティーネット 協会	兵庫県 (人権啓発協会)
助言		○	○	○	○
弁護士相談					○
モニタリング (集団分)					○
プロバイダ等への 削除依頼	集団分		○		○
	個人分		○	○	
発信者への行政指導			○		

【県インターネット・モニタリング事業（H30.7～）】

1 対象

属性に関する部落差別、ヘイトスピーチ、性的マイノリティ差別
例)〇〇地区は同和地区だ。〇〇人は出て行け 等
※ 特定個人に関するものは対象外

2 事業の流れ



県インターネット・モニタリング 事業の状況

年度	R 4	R 5	R 6
検索数	1,152	955	1,249
削除依頼数 A	184	143	121
削除数 B	76	49	41
削除率 B / A	41.3%	34.3%	33.9%

【モニタリング対象サイト】

5ちゃんねる、2ちゃんねる、X、爆サイ、YouTube等

インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（抜粋） （平成30年12月27日 法務省依命通知）

特定の地域が同和地区である，又はあったと指摘する情報の中には，差別解消目的を標榜し，紀行文の体裁をとっているものもあるところ，従前，この種の情報については，助長誘発目的が必ずしも明らかでないとして，削除要請等の措置の対象としないことが多かったと思われる。

しかし，以下のとおり，部落差別の特殊性を踏まえると，このような運用は，見直す必要があると考えられる。（中略）部落差別は，その他の属性に基づく差別とは異なり，差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって，本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また，このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は，差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである。（中略）特定の地域が同和地区である，又はあったと指摘する情報を公にすることは，その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず，また，当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず，人権擁護上許容し得ないものであり，その点で，他の識別情報と性質を異にするものである。したがって，「○○地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の摘示は，原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（抜粋）（平成28年12月27日 法務省提供）

本法律は、特定の表現行為について行政機関が違法であるか否かを判断する枠組みを設けたものではなく、そのような違法性の判断は司法手続においてなされるべきであるとしつつ、行政機関が様々な行政事務を遂行するに当たって、本法律で定められた理念を指針として判断していくことが求められているとされている。（中略）

ここでは、典型的な例と考えられるものを示すにとどめるが、まず、前記の二つの具体例のうち、「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解され、具体的には、例えば、「〇〇人は殺せ」、「〇〇人を海に投げ入れろ」、「〇〇人の女をレイプしろ」などと言うものが該当し得ると考えられる。

また、前記の二つの具体例のうち、「本邦外出身者を著しく侮蔑する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものがこれに該当すると解され、例えば、特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動なども該当し得るものと考えられる。蔑称の具体例は割愛するが、隠語や略語が用いられたり、一部を伏せ字にする例もあり得ることから、該当性の判断に当たっては、それらの例を十分に把握しつつ、個別具体の言動がどのような文脈や意味合いで用いられているのかといった点を踏まえることが必要と考えられる。

さらに、「地域社会から排除することを煽動する」言動とは、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解されるが、具体的には、例えば、「〇〇人はこの町から出て行け」、「〇〇人は祖国へ帰れ」、「〇〇人は強制送還すべき」などと言うものが該当し得ると考えられる。

【SNSによる誹謗中傷等の防止対策の強化】

深刻化する **SNSによる誹謗中傷等の防止を図る** ため、普及啓発と被害者救済支援を強化

■ 普及啓発キャンペーン

- ・ **SNS利用のリテラシー向上**、相談事業等のPRを推進

① デジタルサイネージ



駅やバス車内の**デジタルサイネージ**を活用した啓発

② SNS広告



XやYouTubeなどの**SNS広告**やポスター等を活用した幅広い層への啓発

③ プロスポーツとの連携



著名スポーツ選手による啓発メッセージを収録し、各媒体で発信

④ 啓発キャンペーン



ショッピングモール等で**啓発グッズの配布等**を実施

■ 被害者救済体制の強化

- ・ ネットの誹謗中傷等に関する相談窓口の**開設日拡充**
(週1回(木曜日)開設から、毎月第3日曜日を拡充)

区分	時間	場所	内容
専門相談員	毎週月曜～金曜 9時から17時	県人権啓発協会内 (のじぎく会館)	人権侵害に係る 相談全般、専門相談機関の紹介等
弁護士 「ネット上の誹謗中傷等に関する弁護士相談窓口」	毎週木曜 15時から17時 毎月第3日曜日 14時から17時		SNS上の誹謗中傷等に係る 情報開示請求方法や訴訟に関する助言等 ※電話又は対面

SNS広告等を活用した誹謗中傷等防止啓発キャンペーンの実施

- 長期休暇での啓発動画等の発信 -

SNSによる誹謗中傷等が深刻な社会問題となっていることを踏まえ、**SNS利用のリテラシー向上に向けた啓発動画・ポスター**を作成し、**SNS広告やデジタルサイネージ等で発信**します。

期間 学生をはじめ多くの人々のSNS利用時間の増加が見込まれるゴールデンウィークや夏休み、冬休みなど**長期休暇に集中的に実施**

媒体 SNS広告 : **X、YouTube、Instagram、Yahoo!**
デジタルサイネージ : **JR三ノ宮駅、神姫バス車内**

<スケジュール>

【第1弾】4/26（土）～5/6（火）

媒体：X

内容：キャンペーンコンセプト『STOP SNS誹謗中傷』のイメージ動画

<訴求したい内容>

- ・自覚のない悪意の投稿への気づきを促すこと
- ・刑事上・民事上の責任を負う可能性があること
- ・被害を受けたときの相談窓口の案内

【第2弾】7～8月

【第3弾】11～12月

媒体：X、YouTube、Instagram、Yahoo!、デジタルサイネージ

内容：リテラシー向上に向けた啓発動画

※ ポスターは5月上旬頃から県立高校や県内大学、県・各市町の公共施設等で掲示

<ポスターイメージ>

その発信、ほんとに発「真」ですか?
だれでもいつでもすぐ発信できる世の中だから、真実を見定めて発「真」しようよ。

ちょっと待って! その投稿、家族・友達に言えますか?
あったことがない・見知らずの人だったら何を言っても大丈夫なの? だれでもいつでもすぐ発信できる世の中だから、真実を見定めて発「真」しようよ。

STOP SNS誹謗中傷
気づこう! 自覚のない悪意の投稿

『みんな言ってる』は、ただの言い訳
その発信、ほんとに正しいですか? 誤った情報を広めていませんか? みんなが言ってるからというの理由なの?

ある日突然、加害者になるかもしれないよ
SNSでの発信が、誤えられる日が来るかもしれない。そのリスク、本当に理解してる?

もし被害を受けてしまったなら
「どう対処すればいいかわからない」、「どこに相談すればいいかわからない」って思ってませんか? 「どうせ対処しても無駄」なんて思わないで。

専門職員や弁護士が相談をお受けします。お気軽にご相談ください。
詳細は「(公財)兵庫県人権啓発推進センターのHPまで」

兵庫県
Ippu Project

<X広告のイメージ>



専 門 相 談

無料

ネット上の 誹謗中傷等

でお悩みの方へ

電話相談窓口：078-891-7877

メール相談
<https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>



【電話受付時間】

	月	火	水	木	金	土	日
職員相談 9～17時	○	○	○	○	○	-	-
弁護士相談 15～17時	-	-	-	○	-	-	※

※毎月 第3日曜日 14～17時

面談も可（要予約）
場所：県立のじぎく会館



- プロバイダ等への削除依頼のアドバイス、法的手続のご紹介などをを行います。
- 解決を確約するものではありません。
- 裁判等の法的手続費用は相談者のご負担になります。

令和4年7月に、侮辱罪が厳罰化され、同年11月には発信者情報開示の手続きが簡素化されました。また、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除申出への対応の迅速化や、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられます。

兵庫県（公財）兵庫県人権啓発協会

ネット上の誹謗中傷等に関する専門相談・サポートチームの設置

①弁護士による専門相談の実施（R4.1.20～継続）

人権侵害にかかる司法的救済の方法など、弁護士による法律相談を実施（電話及び面談）

毎週木曜日 15:00～17:00

毎月第三日曜日 14:00～17:00（R7.4.1～実施）

②ネット被害者サポートチームの設置

差別的な書き込みの削除や発信者情報の開示等についての助言など支援の充実を図るため、弁護士と連携したサポートチームを設置（月曜日～金曜日）

■サポートチームの構成：

県弁護士会、兵庫県、兵庫県人権啓発協会

■方法：

弁護士等の助言指導を受けながら被害者救済をサポートする専門相談員を設置するとともに、深刻な人権侵害や違法性の高い事案に対応するための検討会議を開催

情報流通プラットフォーム対処法

プロバイダ責任制限法制定（平成13年）

- ①プロバイダの免責要件を明確化
- ②発信者の情報（氏名等）開示制度を創設



改正プロ責法（令和3年）

発信者情報開示の裁判手続を簡素化等（※裁判手続が2回→1回に）

（名称も変更）



情報流通プラットフォーム対処法制定（令和7年4月1日施行）

- ①削除申出への対応の迅速化（1週間程度で可否を通知）
- ②削除基準の策定・公表
- ③事業者への罰金（1億円以下）等

デマ

災害時の偽情報・なりすましによる詐欺等について、対応策検討中（総務省）

刑法

侮辱罪の法定刑の引上げ
（拘留・科料） → 1年以下の懲役・禁錮等（令和4年7月施行）

1 現状・課題

- SNSの普及に伴い、ネット上の誹謗中傷等が大きな社会問題となっている。
- 県では、ネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止するため、人権情報誌等による啓発やネット・モニタリング事業、弁護士による専門相談などの施策を進めてきた。
- また、国に対しては、ネット上の人権侵害防止に向けた実効性のある法整備など対策強化を要望しているが、県としても対応策の充実が求められている。

2 事業内容

(1) 有識者会議の設置(R6.7.1)

【構成員】 大学教員：3名（国際人権法、憲法、防災心理学） 弁護士：1名 計4名

(2) 条例制定に向けた検討作業

ア 啓発の推進

インターネット人権侵害防止等に向けた啓発

イ 相談事業の充実

被害者からの相談に的確に対応できるサポート体制

ウ 悪質な誹謗中傷等への対応

プロバイダ事業者等への削除要請、発信者に対する助言、説示など効果的な方策

3 スケジュール

令和7年度中の制定をめざして検討中

【部落差別の解消の推進に関する法律】

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、**その地域の実情に応じた施策を講ずる**よう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、**その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る**よう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、**その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う**よう努めるものとする。

インターネット上の差別的な書き込み等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。

特に近年、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘したり、「部落地名総鑑」の復刻版をネット上に掲載するなどの事案も発生しています。

インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、深刻な問題となっています。

結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。

身元調査・土地差別問題

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査するなどの事案が発生しています。

こうした調査は、結婚・就職差別など様々な人権侵害につながるものであることを忘れてはなりません。過去には、行政書士や司法書士などによる全国規模の戸籍謄本等不正取得事件が発生しました。同和地区への居住を敬遠するなど土地差別問題も残っています。

えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額な本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。こうした行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

【差別解消に向けた取組①】

人権相談・人権侵犯事件の調査・処理等 (法務省)

法務省の人権擁護機関では、人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っています。関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています。

人権侵犯事件調査処理規程に基づく救済措置

援助：関係機関への紹介、法律上の助言等

調整：当事者間の関係調整

勧告・説示：人権侵害を行った者に対して改善を求めます。

要請：実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。

通告：関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。

告発：刑事訴訟法の規定により、告発を行います。

啓発：事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

※救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。

公正採用選考人権啓発推進員制度 (厚生労働省)

職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、事業主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに、差別のない正しい選考を行うことが必要です。

そこで、人権啓発の研修の実施など、差別意識の解消に向けた取組を行うため、厚生労働省の提唱により、一定規模以上の事業所について「公正採用選考人権啓発推進員」を選任・配置しています。

人権文化をすすめる県民運動（兵庫県）

県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざす県民運動を市町とともに展開しています。

■推進強調月間：

毎年8月にあわせて、様々な人権啓発活動を全県的に展開

様々な人権啓発・相談活動

講演会、コンサートなど人権イベントによる啓発やポスター、リーフレット、情報誌、新聞広告、ラジオ、ビデオなど広報媒体を活用した啓発など様々な人権啓発活動が継続的に行われています。

また、人権相談により、人権問題の解決に向けた支援や救済につながります。

地域や職場での人権研修

県・市町職員や警察・消防職員、医療・福祉関係従事者を対象とした人権研修、住民学習会やPTA研修会など地域における人権研修、企業内での研修会や企業経営者を集めた研修など、様々な場で人権意識の普及・高揚を図る研修が取り組まれています。

インターネット・モニタリング事業

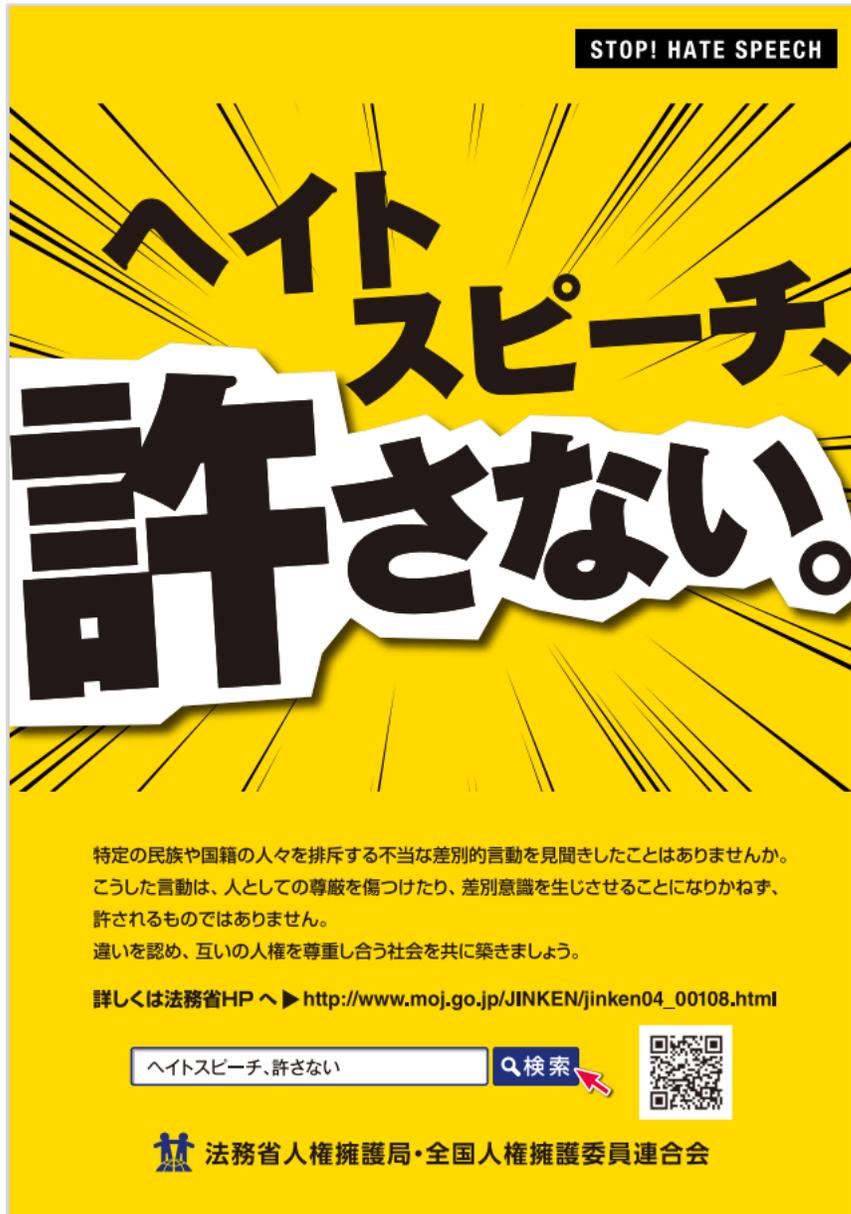
情報化の進展に伴い深刻化しているインターネットにおける掲示板などへの悪質な差別書込みに対し、早期発見、拡散防止を図ることを目的としてモニタリング（監視）事業を実施する自治体が増えています。

差別を助長する悪質な書込みについては、プロバイダー等へ削除を依頼します。

事前登録型本人通知制度

悪質な人権侵害につながる身元調査などを目的にした戸籍謄本や住民票などの不正な請求や取得の抑止を図る自治体の制度です。

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知します。



STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない!

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ ▶ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

京都ウトロ地区放火事件（2021年8月）

在日コリアンが多く暮らす京都府宇治市のウトロ地区の建物や名古屋市にある韓国学校の建物に火をつけたなどとして放火や器物損壊などの罪に問われた被告に対し、京都地方裁判所は、「**偏見や嫌悪感による犯行**で、民主主義社会において到底、許容できない」として求刑どおり懲役4年を言い渡した。

判決では、「**在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感による身勝手に独善的な動機から、暴力的な手法で不安をあおった犯行**で、民主主義社会において、到底、許容できない」と指摘している。

差別問題に長年携わってきた弁護士は「判決では差別という言葉は使われていないが、**特定の出自の人たちに対する偏見を認定**していて、刑事事件としては踏み込んだ前進した内容だ」と評価した。

しかし一方で、**差別や偏見に基づく犯罪、「ヘイトクライム」の認定**については、「ヘイトクライムは直接被害にあった人だけでなく同じ属性を持つ人や社会全体に対して不安を与えるメッセージ性のある犯罪だ。被告もはっきりと差別的なメッセージを述べていたが、判決ではそこまでは触れられておらず、あと1歩という印象だ」と述べた。

「**日本ではヘイトクライムについてまったく法的な手がかかりやガイドライン、法規制がない**。今回のような判決を定型的なものにできるように法制化が必要だ」と指摘している。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、**当該地域の実情に応じ**、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する**相談に的確に応ずる**とともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、**必要な体制を整備するよう努める**ものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、**当該地域の実情に応じ**、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための**教育活動を実施**するとともに、**そのために必要な取組**を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、**当該地域の実情に応じ**、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする**広報その他の啓発活動を実施**するとともに、**そのために必要な取組**を行うよう努めるものとする。

④ 性的マイノリティに対する偏見や差別

【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律】

(基本理念)

- 全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、**等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される**
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする**不当な差別はあってはならない**



LGBT理解増進法基本理念

国の役割

- ・ 施策の策定・実施
- ・ **基本計画の策定**
- ・ 実施状況の報告
- ・ 関係省庁連絡会議の設置
- ・ **運用指針の策定** 等

地方公共団体の役割

- ・ 施策の策定・実施
- ・ 教育及び学習の振興
- ・ 知識の着実な普及
- ・ 相談体制の整備その他

事業主等の努力

- ・ 普及啓発
- ・ 就業環境の整備
- ・ 相談の機会の確保
- ・ 国・公共団体の施策への協力

学校の役割

- ・ 教育または啓発
- ・ 教育環境の整備
- ・ 相談の機会の確保
- ・ 国・公共団体の施策への協力

国の基本計画・指針の策定時期は未定

事業主体としての役割

性的マイノリティの方が直面する困りごとの中には、地方公共団体しか解決できないことがたくさんあり、すべての住民の基本的な人権が保障されるよう必要な措置を講ずることが求められています。

(例)

(1) 条例、計画、指針の制定

- ・アウティング禁止に関する条例制定
- ・住民への対応や職場での対応を定めたガイドライン

(2) 住民への啓発・広報

- ・レインボーグッズによる可視化
- ・性の多様性に関する講師の派遣

(3) 相談、居場所づくり

(4) 災害の対策

- ・防災計画や避難所マニュアルの改訂

(5) 医療、福祉など

(6) 住宅の入居条件

- ・公営住宅やセーフティネット住宅の対象拡大

事業主としての役割

性の多様性を踏まえ、職員の待遇や就業関係規則の整備に努めることが必要です。

(例)

(1) 福利厚生等の対応（平等原則の観点より）

- ・休暇・休業制度、諸手当、死亡弔慰金等

(2) ハラスメント対策

教育等の実施主体としての役割

(例)

(1) 教育・啓発

(2) いじめ対応をはじめとする相談対応

(3) 進路指導への配慮

(4) 生涯学習の実施

(5) 学校施設等の整備

- ・オールジェンダートイレの設置

県パートナーシップ制度

兵庫県パートナーシップ制度 令和6年4月1日スタート

兵庫県パートナーシップ制度とは

- お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係であることを届け出し、県がその届出を受理したことを証明(受理証明書を交付)する制度です。
- 婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルなどの日常生活の困りごとや不安が解消され、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。

※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありません。

日常生活の困りごとや不安の例

- パートナーやその子ども(親)が入院している時に、面会や病状説明を断られたり、緊急入院する際、手続や付き添いを拒否される。
- 自分たちの関係が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。
- パートナーの親について、介護施設等での面会や付き添いを断られる。
- パートナーの子どもについて、保育所等の送り迎えや行事への参加の際、子どもとの関係を理解してもらえない。
- 公営住宅には同居親族でないと入居できない。

受理証明書は A～Cの3種類から選択できます。

A: パートナーシップ制度届出受理証明書
兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

B: 兵庫マスコット「はばタン」
パートナーシップ制度届出受理証明書

C: 兵庫県花のじざく
パートナーシップ制度届出受理証明書

【裏面】子や親等の氏名を記載する場合
カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、お二人が互いに人生のパートナーとして認め合った結果に基き、自治体による法的効力を生じないことを前提とするものです。届出を届けられたお二人の届出を十分に理解してくださいませます。また、個人情報を本人の同意なく公開しないでおきます。

※希望に応じて、生計を一にする子や親等の氏名を受理証明書に記載します。

令和6年4月1日～運用開始

・届出件数：75組（R7.3末現在）

取組について

- (1) 利用できるサービス等の拡充
- (2) 広域自治体連携ネットワークでの情報共有
- (3) 制度の周知・制度の見える化の取組み
 - ・レインボーステッカー配布による支援の見える化
- (4) 市町連絡会議における情報共有



・ 秋頃開催予定 ⇒ ⇒利用できるサービス等の照会、課題共有等

LGBT出前講座

兵庫県
LGBT出前講座

企業、学校等が実施する研修に、人権啓発協会が講師を派遣します

研修テーマの例
・LGBT(多様性)に関する基礎知識
・多様性が尊重される社会のあり方

派遣講師の例
LGBT支援団体の専門スタッフ等

職場研修や、PTA研修等、
それぞれにあった内容で派遣します!

実施期間 令和7年4月～令和8年3月までの期間

対象団体 県内に事務所・事業所等を有する団体等
例) 中小企業、小・中学校、高校・大学、医療機関、地域団体 等 30名程度
詳しくはお問合せください。

講座時間 概ね60分

費用 講師料は無料
(出前講座実施にかかる講師交通費、会場費・設備費、
資料郵送費、通信費等は主催者負担です。)

申込み 人権研修講師派遣依頼書に、LGBT出前講座希望と記載し、
下記申込み先まで提出ください。

お問合せ・申込み先

(公財)兵庫県人権啓発協会 研修部
TEL : 078-242-5355
E-mail: info@hyogo-jinken.or.jp
HP: https://www.hyogo-jinken.or.jp/



兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会

< LGBT出前講座 >

- ・対象：県内に事業所・事務所等を有する団体等（中小企業、学校、医療機関）
- ・講師：当事者支援団体 ※予算都合で回数の上限あり

【その他：参考】

○性的マイノリティが働きやすい職場づくりに関するアンケート

県内に事業所を置く企業等を対象に、性的マイノリティにとって働きやすい職場づくりの取組状況や課題等の実態把握と今後の県の性的マイノリティ支援施策を検討するための基礎資料とするためアンケート調査を実施

< 調査結果：県ホームページ >

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk57/press/20250415.html>



兵庫県  兵庫県マスコット はばタン

相談料 無料

LGBT 電話相談

あなたのお悩みを聞かせてください

同性の恋人のこと、家族に打ち明けるべきか悩んでいる

子どもが男女別の制服がっらなくて学校に行けない

職場でアウティングされた

自分の性別、悩んでいるけど誰にも話せない

TEL 050-3637-7521

ご本人、ご家族、ご友人、教員の方などどなたでも相談できます

日 時：毎週土曜日 18時～21時

内 容：性的指向、性自認、性表現、SOGIハラ※など

相談員：LGBT支援団体の専門スタッフが対応します

※ SOGIハラ：性的指向や性自認に関して行われる嫌がらせ、差別的言動等のハラスメントのこと

秘密厳守・匿名可能
まずはご相談ください

兵庫県
公益財団法人兵庫県人権啓発協会

LGBT電話相談の実施（R4.9.3～継続）

当事者の悩みに寄り添うためLGBT支援団体による相談の相談窓口の設置
（毎週土曜日 18:00～21:00 電話及び面談）

相談件数（R7.3.末現在）

R4	R5	R6	計
29	53	84	166

(1) 府中青年の家事件 (平成6年(ネ)1580号 平成9年9月16日東京高裁判決)

平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。

(2) 経済産業省トランスジェンダー職員トイレ使用制限事件

(令和3年(行ヒ)第285号 令和5年7月11日最高裁第三小法廷判決)

(3) 性同一性障害特別法生殖不能要件最高裁大法廷決定

(令和2年(ク)第993号 令和5年10月25日最高裁大法廷決定)

(4) 同性婚違憲訴訟 ⇒最高裁へ

(令和3年(ネ)第194号 令和6年3月14日札幌高裁判決 ほか)

(5) 犯罪被害者給付金同性パートナー不支給裁定取消請求事件

(令和4年(行ツ)第318号、同年(行ヒ)第260号 令和6年3月26日最高裁第三小法廷判決)